（仮称）丸岡観光情報センターＶＲコンテンツ及び映像システム制作業務
業務仕様書

１．業務名

（仮称）丸岡観光情報センターＶＲコンテンツ及び映像システム制作業務

２．業務の目的

本業務は、現存天守を有する丸岡城の麓に建設予定である「（仮称）丸岡観光情報センター」内に整備する映像展示ギャラリーにおける魅力発信ツールとして、高精細ＣＧやＶＲ技術等を活用したデジタルコンテンツ及び映像システムを制作することを目的とする。

丸岡城でなければ体験することができない付加価値の高い、誰もが楽しめるコンテンツとして整備し、来訪者の満足度を向上させるとともに、地域住民の新たな興味を喚起し、観光誘客の拡大やにぎわい創出による地域活性化を図る。

３．履行期間

契約締結日から令和６年２月２９日（木）まで

４．履行場所

坂井市　丸岡町霞町一丁目　地係

５．業務内容

（１）高精細ＣＧの制作

高精細３次元ＣＧで丸岡城内の建築物、風景、城下の町並みを再現（城下の町並みは鳥瞰で再現）するとともに、丸岡城内、及び城下に存在した旧町の建築物、風景などをＶＲコンテンツ（３６０度パノラマＣＧ）で視聴できるポイントを５カ所以上設けること。

（２）映像展示ギャラリー用コンテンツ制作

① 上記（１）により制作した高精細ＣＧやＶＲコンテンツ（３６０度パノラマＣＧ）を活用し、さらに実写パノラマ映像等も加えて映像展示ギャラリーで上映する映像コンテンツを制作すること。なお、多言語化対応についても検討すること。

② コンテンツの制作にあたっては、監修者を選定し綿密な時代考証を行い、史実に即した内容とすること。

③ 映像展示ギャラリーはパノラマ映像をそのまま３台のプロジェクターで上映するシステムとし、それに対応した８Ｋ以上の解像度の３６０度パノラマコンテンツとして制作すること。

（３）コンテンツ上映用ビューワーソフトウェアの開発とシステム格納ＰＣの納品

① 上映用ビューワーソフトウェアは（２）で制作した３６０度パノラマコンテンツを３台のプロジェクター用の画面に自動的に切り分けて上映できるものとすること。

② ビューワーソフトウェアに付属する機能として、複数のコンテンツを選択できる機

能等、映像展示ギャラリーの運用に必要と考えられる機能を検討し、必要に応じてコントロール用端末等を手配し、併せて納品すること。

③ 格納ＰＣには、３台のプロジェクターの接続も含めた必要な出力を可能にするグラフィックボードを組み込む等、上映に必要となるスペックを満たすため、必要なカスタマイズを行なうこと。

④ 上記コンテンツを格納したＰＣは（仮称）丸岡観光情報センターの整備工事に合わせて現地にて設置・調整を行なうこと。その際、プロジェクターとの接続や音声関係の出力、センサーへの対応など、ＡＶ機器等の工事請負者と連携・協力体制のもと、支障の出ないように設置すること。

⑤ 設置完了後に関係者への運用レクチャーを行なうこと。その際、運用マニュアルを作成し、コンテンツ及び格納ＰＣと共に納品すること。

６．成果品

（１）映像コンテンツ　１式

（２）映像コンテンツ上映用ビューワーソフトウェア　１式

（３）上記（１）、（２）を格納したＰＣ　１台

（４）上記（１）、（２）を格納した記録媒体（バックアップ用）　１式

（５）業務報告書および協議記録（任意様式）　１式

７．参考

（１）機器リスト（予定）

坂井市が、整備工事にて設置するＡＶ機器等については、次のとおりを想定している。なお、整備工事の過程において、変更となる可能性がある。

品名	参考メーカー	数量	参考型番
レーザープロジェクター（10000lm）	EPSON	3	EB-PU2010W
ゼロオフセットレンズ	EPSON	3	ELPLX02WS
プロジェクター用吊り金具	EPSON	3	ELPMB67
AV レシーバー	YAMAHA	1	RX-A4A
スタジオモニター	YAMAHA	5	HS5IW
サブウーファー	YAMAHA	1	HS8S
センサー	HOKUYO	1	UST-10LX
HDMI ツイストペアケーブル受信	IMAGENICS	3	DCE-U1TX
HDMI ツイストペアケーブル送信	IMAGENICS	3	CRO-URS2A
機器ラック	摂津金属	1	H1250×W570×D630
主電源ユニット	Panasonic	1	WU-LP067

（２）映像展示ギャラリーの平面図

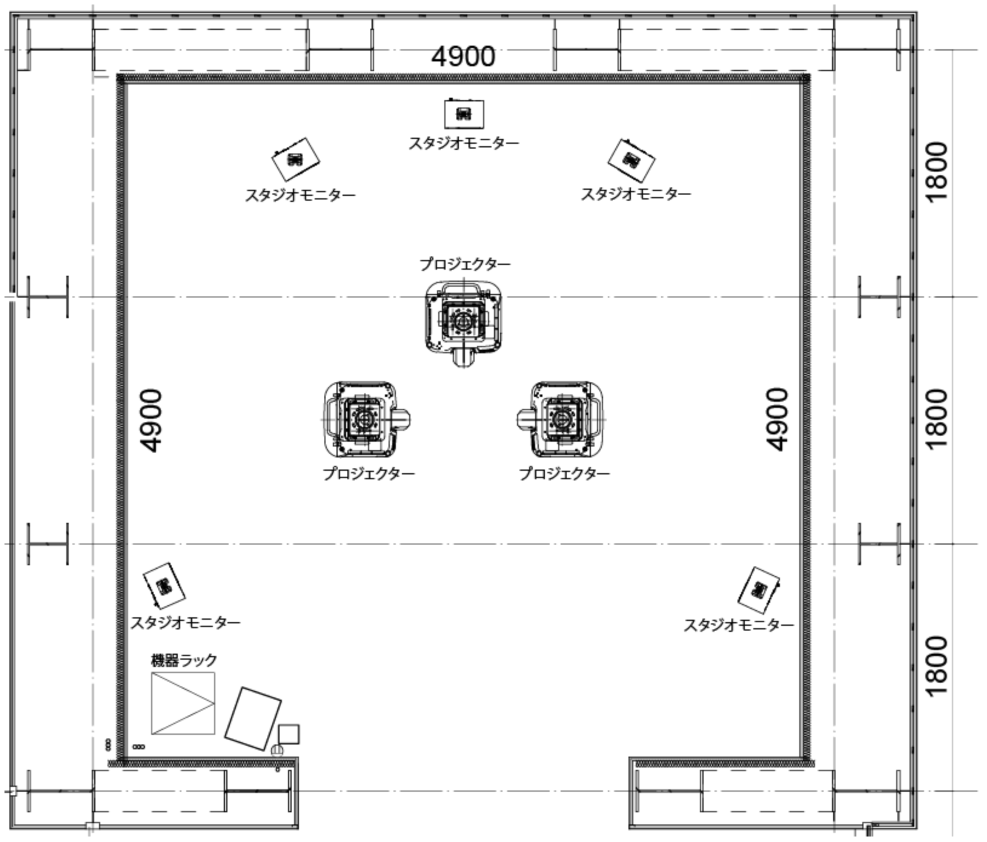

（３）映像展示ギャラリーの立面図

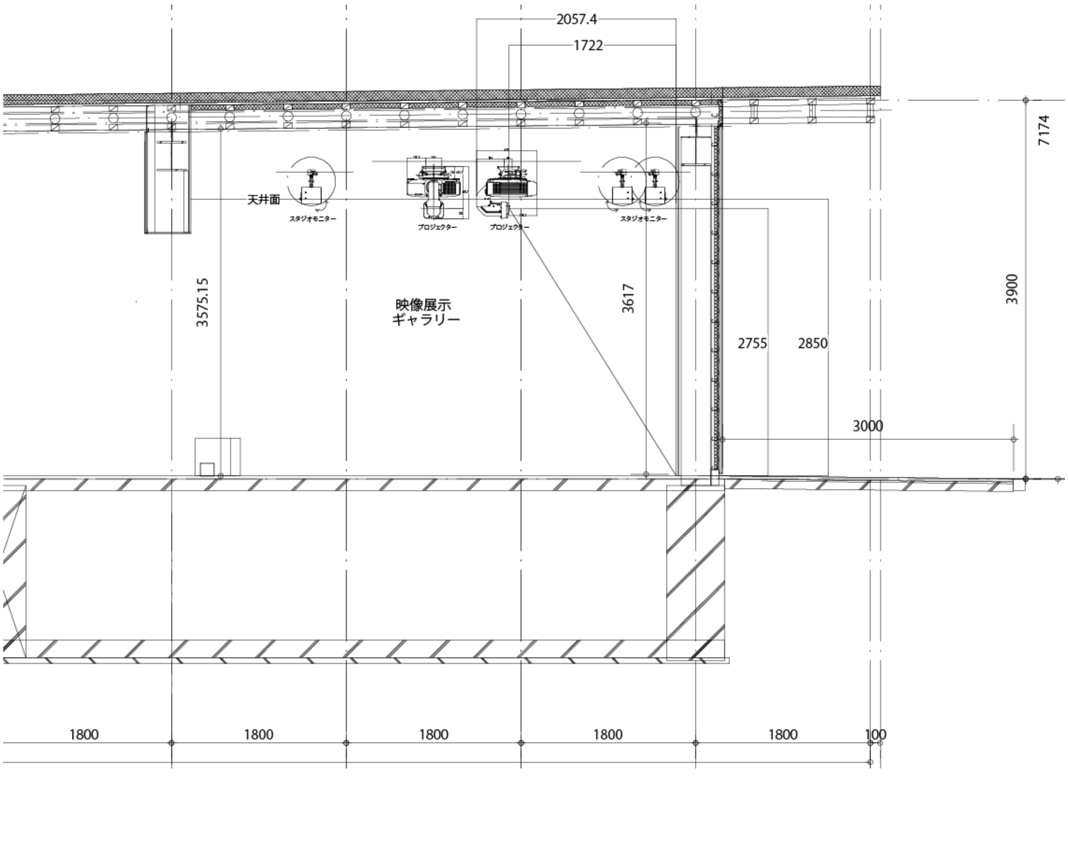

８．その他の留意事項

（１）受託者は、契約期間中において、業務内容や進捗状況を常に把握している専任の担当者を定め、坂井市との協議調整を行うこと。

（２）映像の撮影に際しては、公園管理者（坂井市建設部都市計画課）と協議調整の上、必要な手続きをとること。

（３）受託者は、契約期間中に知り得た情報について、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。また、第三者に漏洩又は開示してはならない。

（４）本業務に係る制作物の著作権等の全ての権利は坂井市に帰属する。

（５）本業務の実施に当たり、紛争等が起こらないよう十分に留意すること。万が一紛争等が発生した場合は、受託者において解決若しくは責任を負うこと。なお、本項については業務の終了後についても適用される。

（６）本業務の終了後、成果品について、受託者の責による明らかな瑕疵が認められる場合は、受託者の負担により対応すること。

（７）本仕様書の定めにない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、坂井市と受託者の協議により決定するものとする。